別表第五号の七の1中「法第27条の23第1項第1号」を「法第27条の12第1項第1号」に改め、同表10(1)中「注10」を「注9」に改め、同10(2)中「注11」を「注10」に改め、同10(3)ア中「注12」を「注11」に改め、同10(4)中「注13」を「注12」に改める。

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十条中「第十四条第一項」を「第四十九条の二十二」に、「左の」を「次に掲げる」に改める。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の十九　道路交通情報通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十二）」を「第四節の十九　道路交通情報通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十二）

第四節の十九の二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十二の二）」に改める。

第九条の四に次の一号を加える。

十三　七〇〇MHz帯高度道路交通システム（施行規則第四条の四第二項第五号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、施行規則第六条の二第二号に規定する機能

第十四条の表七の項送信設備の欄(一)中「九五二MHzを超え九五六・四MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下」に改め、同欄(二)中「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下」に改め、同欄(六)中「九五二MHzを超え九五六・四MHz以下」を「九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、同表十八の項を次のように改める。

十八　次に掲げる送信設備	二〇	五〇
(一)　第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局の送信設備		
(二)　第二十四条第十項に規定する狭域通信システムの基地局の送信設備		
(三)　狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局の送信設備		
(四)　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の送信設備		

第二十四条第三項の表中「八一五MHzを超え八五〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八九五MHz以下」を「八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下」に、「陸上移動局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）」を「陸上移動局及び陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）」に改め、同条第四項中「八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八六〇MHzを超え九〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九四〇MHz以下」を「八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九六〇MHz以下」に、「シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」を「並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」に、「直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」を「八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHzから九〇〇MHzまでを除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（九三五MHzから九七〇MHzまでを除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
		イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
		ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値